

今月のテーマ

障害者差別解消法の 現状と課題

■根強い障害者に対する差別と偏見

障害者差別解消法（以下「法」という）が2016年4月に施行され、まもなく2年が経過しようとしています。内閣府が2017年9月にまとめた「障害者に関する世論調査」では、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」「ややあると思う」と答えた人の割合が83・9%にのぼり、障害者に対する差別が根強く残っていることがうかがえます。また、法を知っているかとの問いに対して「知らない」と答えた人の割合は77・2%に及ぶなど、まだまだ人々に認知されていない現状があります。

こうした実情のもとで、法施行

後においても障害者差別と思われる事案が複数報道されています。日本盲導犬協会が2017年3月に発表したアンケート調査結果によると、盲導犬同伴での受入れ拒否に遭った経験がある人が55%にものぼり、法の実効性を疑問視する声も聞かれるところでです。

ここでは、法の規制する差別とはなにか、差別を解消する手立てをどう構築しているかについて改めて確認し、今後の課題について述べたいと思います。

■差別解消に向けた法規制とその運用

障害を理由とする差別の解消に向けて、法は①差別的取扱いの禁止と②合理的配慮の不提供の禁止を定めています（法7条・8条）。

②の合理的配慮の提供は国および地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務です。合理的配慮の具体的な内容については「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（基本方針）や、これに即して策定される「行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領」（対応要領）、「事業者が適切に対応するために必要な指針」（ガイドライン）などで具体化していきます。

そして法は、自治体の区域において関係機関からなる障害者差別解消地域協議会（以下「地域協議会」という）を組織することができると定めています（法17条、任意設置）。地域協議会は、必要な情報交換や、障害者からの相談、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するためのとりくみに関する協議を行うこと（法18条1項）、協議の結果にもとづいたとりくみを行うこと（同2項）、必要に応じて構成機関等に情報提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができると（同3項）とされています。

■法施行後の生活や現場での影響

法律上、障害を理由とした差別

の禁止や合理的配慮の不提供の禁止が明記されたことで、次のような効果があると考えられます。まず、障害者が差別を受けた、あるいは合理的配慮を提供してくれないとの相談がしやすくなることです。特に地域協議会のある自治体では、地域協議会で対応を協議し、必要なとりくみが行われることが期待されます。

また、障害を理由とした差別や合理的配慮の不提供がみられる事業者に対しては、その事業者を管轄する主務大臣が、報告の徴収、助言・指導、勧告を行うことができるとされており（法12条）、相談を受けた自治体が法に違反する事業者に対し、法の趣旨に沿った対応を求めやすくなると考えられます。

しかし、実情は冒頭で述べた通り、法の実効性に対する疑問がぬぐいきれません。一般に法律というものは、人や事業者などの行動を規律するものであり、人の内心や意識までも規制しえないものです。

人や事業者に対する意識変革を求めるには、まずは法の存在を知らせ法の趣旨を理解してもらうこと（広報・啓発）、法に違反することによる不利益があることを意

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 ^(※) <small>※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

障害者差別解消法Q&A

Q 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。典型的な例としては、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

Q 日常生活の中で個人的に障害のある方と接するような場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障害のある方と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

Q 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障害を理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

▲内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障害者差別解消法が制定されました」より一部抜粋

識づけることが不可欠です。しかし現行法は、事業者に対しては法違反に対する罰則はなく、せいぜい行政指導をしようにとどまり、実効性に乏しいといえます（なお、主務大臣による報告の徴収に応じず、あるいは虚偽の報告をし

た場合には罰則があります）。

■今後の課題

法には、法施行後3年を経過した後、必要があれば見直しを行うとする附則があり、これに関して「民間事業者における合理的配慮

の義務づけの在り方、実効性の確保の仕組み、救済の仕組み等について留意すること」との衆議院および参議院による附帯決議があげられています。どうしても事業者の対応が改善されないようであれば、法違反に対する罰則を定める

などの措置が必要となるでしょう。また自治体は、相談事例を蓄積していき、障害による差別がみられた場合、また合理的配慮の不提供があった場合の障害者差別解消に関する対応力をつけていくべきです。相談事例に関する対応を協議する場としての地域協議会を有効に機能させられるかが鍵になります。

しかし、地域協議会は任意設置であり、設置済みおよび設置予定の自治体は59・2%に対し、「設置せず」とする自治体が1・5%もあります（2017年4月1日時点、内閣府調べ）。地域の実情にもよるのですが、ゆくゆくは地域協議会を必置とする法改正もすべきです。

東京オリンピック・パラリンピックを控え、障害のある外国人訪日客もますます増えると思われる中、人権意識に関してもグローバルスタンダードが求められるいま、障害を理由とする差別解消に向けた意識の向上は、すべての人々や事業者に求められるものです。

濱畑芳和（はまばた よしかず）
立正大学